

4月から /

自転車の交通違反に 交通反則通告制度が 導入されます!

(青切符)

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者による悪質・危険な違反に、交通反則通告制度（青切符）が導入されます。これにより、自転車で交通違反をした際は、自動車同様に反則金の納付を通告されることになります。自転車を運転するときは「車両」として交通ルールや交通マナーを守り、安全運転を心がけましょう。

市民安全課 ☎712・6590 ID 1047495

交通反則通告制度(青切符)とは

交通反則通告制度（青切符）は、運転者が反則行為（比較的軽微な道路交通法違反行為）をした場合、一定期間内に反則金を納めることにより、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理される制度です。この制度を導入することなどを内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」（令和6年法律第34号）が令和8年4月1日から施行され、自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。ただし、酒酔い運転や酒気帯び運転は、より悪質な交通違反として交通切符（赤切符）での取締り対象となり、この制度は適用されません。

対象 16歳以上の自転車運転者

……… 主な 反則行為 と 反則金 ………

信号無視

6000円

通行区分違反

逆走（車道の右側通行）

6000円

公安委員会遵守事項違反

イヤホンを使用しながら運転、傘を差しながら運転など

5000円

指定場所一時不停止

一時停止標識などを無視して交差点を通過した場合

5000円

無灯火

夜間などにライトを点灯せず運転した場合

5000円

並進走行・二人乗り

道路を並走や二人乗りした場合

3000円

※これは一例です。詳しくは、千葉県警察ホームページ<https://www.police.pref.chiba.jp/>をご覧ください

自転車は自動車の仲間

ルールを守って **安全な運転**を心がけましょう

自転車は「車両」です。車やバイクと同様に、交通ルールを守り、安全に運転することが義務づけられています。令和8年4月1日からは、自転車の交通違反に青切符が導入されます。自転車を安全・安心に利用するために「ちばサイクルール」を守り、安全な運転を心がけましょう。



あなたとみんなの命を守る ちばサイクルール

千葉県自転車安全利用ルール



自転車に乗る前のルール

- 1 自転車保険に入ろう**
万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険などに加入しましょう。
- 2 点検整備をしよう**
タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。
- 3 反射器材を付けよう**
車体の前後だけでなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見されやすくしましょう。
- 4 ヘルメットをかぶろう**
自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- 5 飲酒運転はやめよう**
お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

自転車に乗るときのルール

- 1 車道の左側を走ろう**
自転車は車の仲間、車道通行が原則です。車道を通るときは道路の左側に寄って通行しましょう。
- 2 歩いている人を優先しよう**
例外的に歩道を通るときには、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- 3 ながら運転はやめよう**
傘差し、スマートフォン・携帯電話、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。
- 4 交差点では安全確認しよう**
交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を確認して通行しましょう。
- 5 夕方からライトをつけよう**
夕暮れ時は事故が起きやすいことから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。

※このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに、「千葉県自転車条例」の内容を取り入れ、交通事故を防止するため、自転車利用者の方を守っていただくルールです

交通安全

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

